

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため、当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、一宮市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について、一宮市に対し意見書を提出することができる。

令和 7 年 10 月 14 日

一宮市長 中野 正康

1 都市計画の種類

尾張都市計画生産緑地地区（一宮市決定）

2 都市計画を定める土地の区域

一宮市乾町 8 番ほか 面積 約 90.3 ha

3 縦覧場所

一宮市役所本庁舎活力創造部農業振興課窓口

4 縦覧期間

令和 7 年 10 月 14 日（火）から同年 10 月 28 日（火）まで

ただし、土・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までの執務時間中とする。